

中津市中小企業振興計画

第1期計画



令和6年3月
中津市

目次

はじめに	1
序章 計画策定の趣旨	2
1. 計画策定の目的	2
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の進捗管理・効果検証	2
4. 計画の期間と見直しの時期	2
第1章 中小企業の現状と課題	3
1. 中小企業を取り巻く環境	3
2. 市内中小企業の現状	3
3. 課題の整理	10
第2章 基本施策（基本方針の具現化に向けた主要な取組・事業）	21
1. 計画の基本方針と施策	21
2. 基本方針ごとの方向性・取組内容・目標値等	22
第3章 計画の推進について	31
1. 計画の推進体制	31
2. 関係団体の役割	31
3. PDCAサイクルによる計画の進捗管理と効果検証	33
4. SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進	33
参考資料	36

はじめに

本市では、中小企業が市内事業所数の99%を占めており、これまで市の経済と雇用を支え、消費機会の提供や税収の増加などをもたらしており、その成長と発展は、地域の活性化と市民福祉向上の好循環を生み出すなど、魅力と活力ある街づくりの担い手としてなくてはならない存在となっています。

しかしながら、近年、中小企業の経営環境は、少子高齢化による労働人口の減少や若年労働力の市外流出、事業承継問題、デジタル化などの急速な技術革新によるビジネス環境の変化、新型コロナウイルス感染症、また頻発する豪雨や大型台風などの自然災害、急激な物価高騰などにより大きな変化の局面にあります。

こうした中、本市では、地域社会を支える大きな役割を担っている中小企業の振興を市や中小企業支援団体等の各関係機関が、中小企業と相互に連携して推進していくことを明確にし、将来を見据えた持続的な施策を展開していくため、2019年（令和元年）12月に、中小企業振興に関する基本理念などを定めた「中津市中小企業振興基本条例（以下「条例」という。）」を施行しました。

この条例の実効性を担保し、基本方針に基づき、市内の中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、取組内容と目標値を示した「中津市中小企業振興計画」（以下「計画」という。）を策定し、計画に基づく施策の展開により、市内経済の持続的な発展及び雇用の創出、市内経済の循環によるまちの活性化を促進していきます。

本計画では、条例の基本方針である「経営基盤の強化」「経営拡大及び新分野進出の促進」「創業の促進」「人材の育成確保並びに働き方改革の促進」「地域内の経済循環の創出」「小規模事業者の事業の持続的な発展」の6つを中小企業振興の柱として位置づけました。

また、本計画に基づいて実施する具体的な施策は、実施状況を公表し、より高い効果が発現されるよう、評価・検証を行い施策の見直しを行うことで、活力ある地域づくりを展開していきます。

中小企業（者）及び小規模企業（者）の定義について

本計画において、「中小企業（者）」及び「小規模企業（者）」とは、中小企業基本法第2条第1項及び第5項の規定により下記の範囲とします。

【中小企業（者）の範囲】

業種	資本金	従業員数
製造業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

【小規模企業（者）の範囲】

業種	従業員数
製造業、その他の業種	20人以下
商業・サービス業	5人以下

1. 計画策定の目的

本計画は、条例の基本理念・基本方針に基づき、本市の中小企業の自主的な努力及び創意工夫を尊重し、市や中小企業支援団体、中小企業関係団体、金融機関等、大企業、大規模小売店舗、学校及び大学、市民が一体となって、中小企業振興のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画では、条例第20条第1項の規定に基づき、中小企業の振興に関する目標や施策を示します。

中小企業の振興は、市政運営の最上位計画である「第5次中津市総合計画（以下「総合計画」という。）」及び2060年の将来人口目標70,000人の維持等に向け策定された「中津市版まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」に位置付けられた関連施策との整合性を保ちながら取組を進めます。

また、この計画での中小企業の振興に関する施策の範囲は、商工業を中心とした市内の中小企業や中小企業関連団体を直接の対象とした取組であり、結果として中小企業の振興に繋がるもの（例：観光振興、農林業振興等）は、「中津市観光振興基本計画」など、既存の各種振興計画等との関連性を保ちながら推進していきます。

3. 計画の進捗管理・効果検証

計画の進捗管理及び効果の検証は、市内の事業所訪問等により中小企業の実態を把握するとともに、中小企業をはじめとする関係者の意見を広く聴く機会として、中小企業支援団体及び関係団体が自主的に設置する中小企業振興円卓会議等も活用し進捗状況の報告や客観的な検証を行い、必要な見直しを行います。

4. 計画の期間と見直しの時期

本計画の期間は、2024（令和6）年度からとし、終了年度については総合計画と合わせ2026（令和8）年度までとします。